

大田原市立蛭田小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題の理解

「いじめは、絶対に許されない行為であるとともに、どの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであること、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである」ということを、すべての教職員が強く認識する。

個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについての判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。なお、いじめの認知は特定の職員のみによることなく、いじめ対策委員会を活用して行う。

また、いじめを認知した場合でも、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応することもある。いじめには多様な態様があることを踏まえ、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

「いじめ対策委員会」を組織し、校務分掌に位置付け、「いじめを許さない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行う。また、いじめが発生した際には、解決に向け組織的に対応する。

(1) 委員

校長、教頭、教務主任、学級担任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育担当、人権教育主任、学習指導主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

(2) 未然防止・早期発見対策（定期開催）

① 未然防止対策

- 学業指導の充実に向けた指導計画の立案
- 指導計画の進捗状況の把握
- いじめに関する意識調査、集団を把握する調査（hyper-QU アンケート）の実施
- アンケート調査等の調査結果の分析共有
- いじめ防止に向けた道徳教育、特別活動等の実施状況の把握と改善策の検討
- 教育相談体制のチェック
- 校内研修会の企画、立案
- 要配慮児童への支援方針決定

② 早期発見対策

- アンケートの実施、評価、改善
- 情報交換による児童の状況の共有
- いじめが疑われる案件の事実確認・判断

(3) いじめ認知時の対応（随時開催）

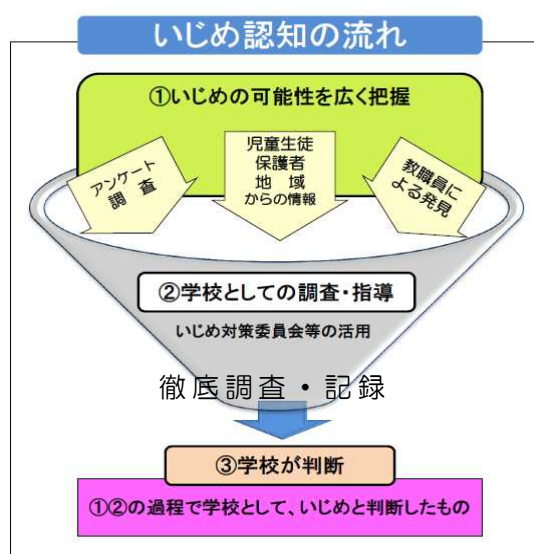
① 事実関係の把握【図1参照】

学校は、アンケート調査、児童・保護者・地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握することに努める。
校長のリーダーシップの下、いじめ対策委員会等で報告・連絡体制を密にしながら迅速に調査・指導を行う。

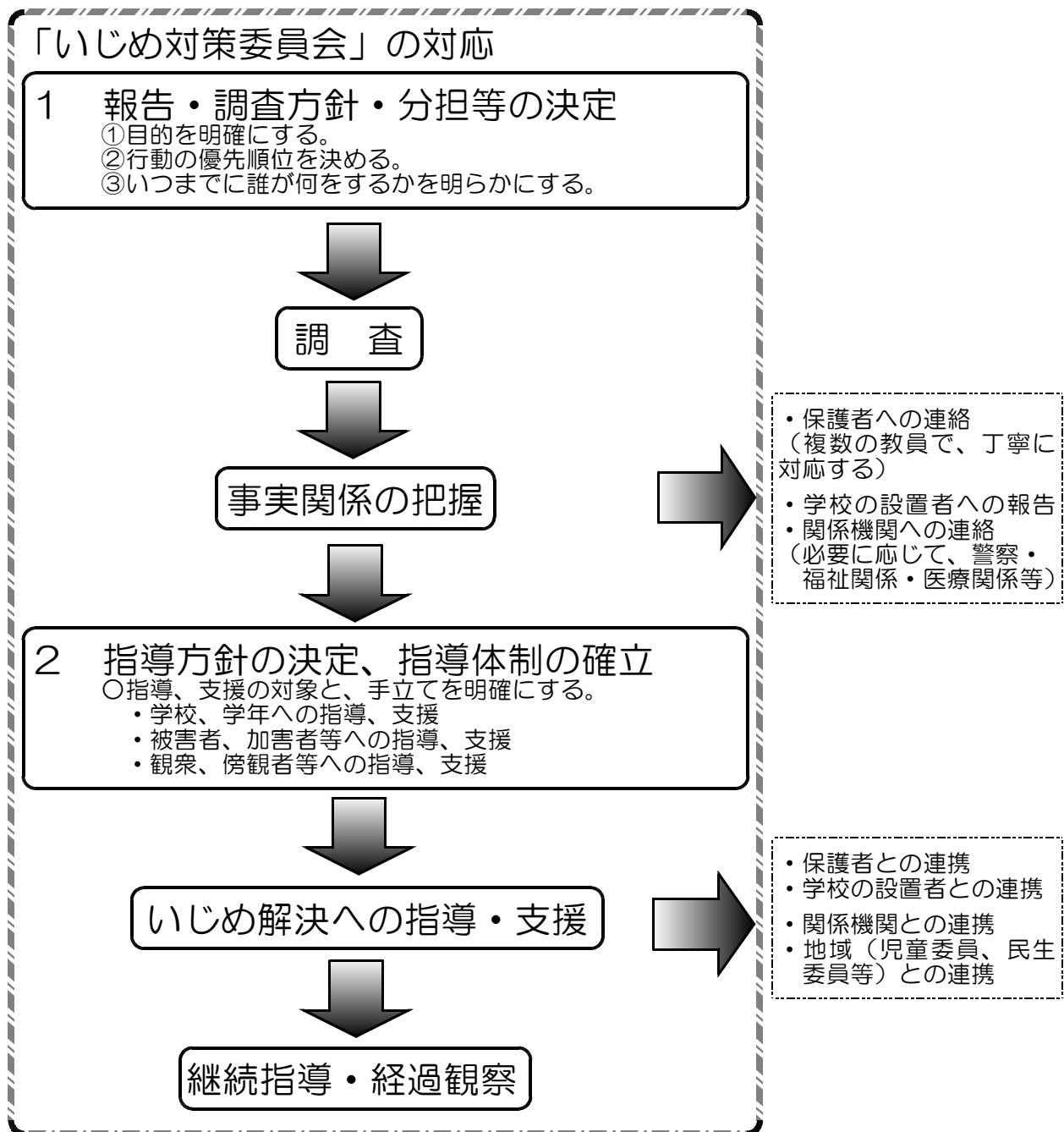
② 「いじめ対策委員会」の対応【図2参照】

③ 関係機関への報告【図3参照】

【図1】



【図2】



【いじめの解消】

いじめの解消については、単に謝罪をもって安易にできるものではない。「いじめが解消されている状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

i) いじめに係る行為が相当の期間止んでいること

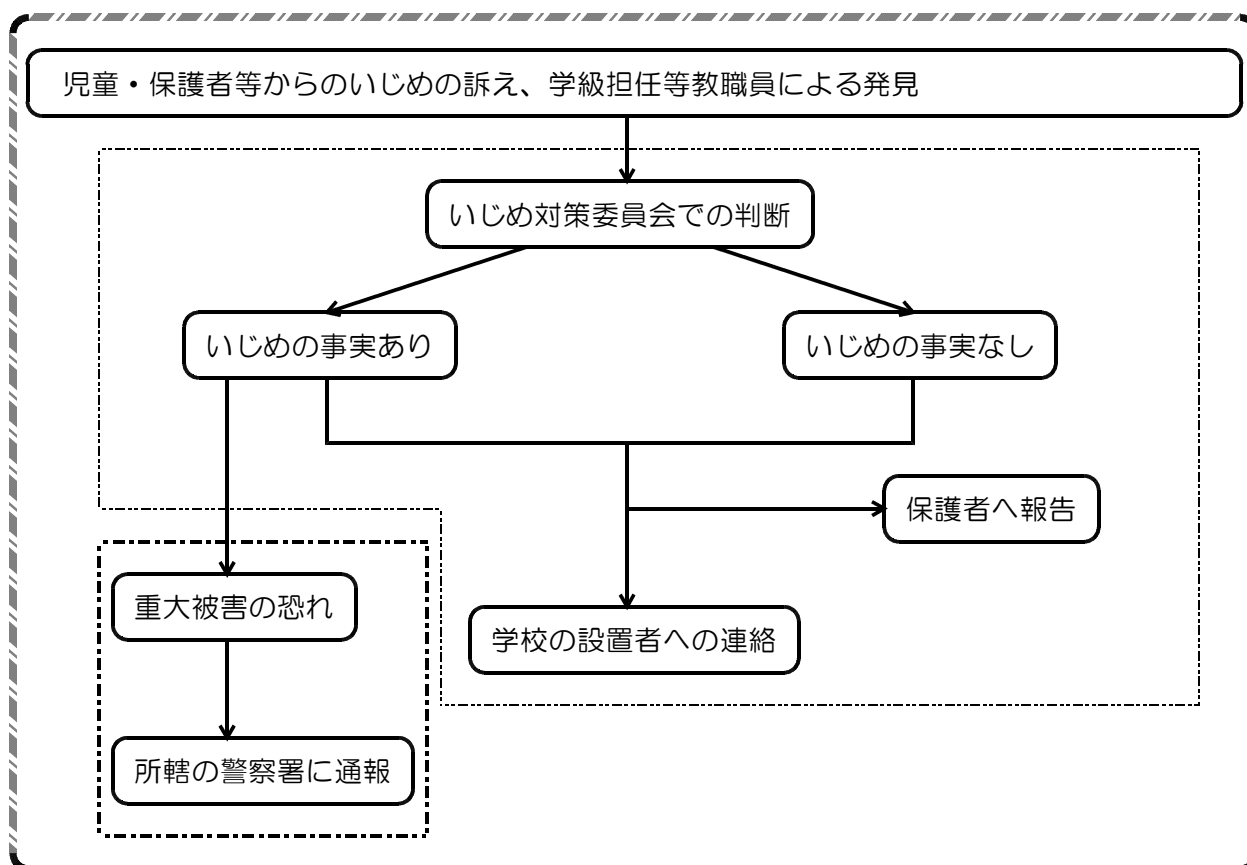
この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。ただし、個々の状況に応じて目安にかかわらず、長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめられた児童・いじめた児童の状況を注視したうえでいじめの解消の判断をする。

ii) いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめられた児童およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた児童の安全を確保する責任を有する。

上記の「いじめが解消されている状態」とは、あくまで1つの段階に過ぎないが、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性を踏まえ、学校の教職員は、当該事案のいじめられた児童といじめた児童の状況を日常的に深く観察する必要がある。

【図3】



3 具体的対応

いじめの問題に対して、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、以下のことを念頭において、毎日の教育活動を行う。

(1) いじめの未然防止対策

- ① 教員のいじめに対する意識の高揚
 - いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。
 - いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。
- ② 校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善
 - いじめに関する校内体制のチェックを年1回以上実施し、速やかにチェックに基づいた改善を図る。
- ③ 学業指導の充実
 - 学業指導の充実に向け指導計画を作成し、組織的かつ計画的な指導に努める。
 - 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
 - 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。
- ④ 道徳教育の充実
 - 道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。
 - ありがとう運動を推進し、児童一人一人の自己有用感を高める。
 - ・児童指導の重点目標の推進〔学校〕
 - ・マイワークがんばりカードの活用〔家庭〕
 - ・ありがとうガイドブックの活用。保護者から児童への感謝の気持ちを伝える。〔家庭〕

- ⑤ 特別活動の充実
 - 年度当初の学級活動の時間に、学級担任は、「いじめは絶対に許さない」ということを宣言する。
 - 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
 - 生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動を推進する。
 - 児童会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、児童同士で悩みを相談し合うなど、児童の主体的な活動を推進する。
 - 児童が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等、いじめ防止に資する活動に取り組む。そして、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- ⑥ 人権が守られた学校づくりの推進
 - 自他の人権の大切さを認め合うことができるよう人権教育を推進する。
 - 自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
 - いじめをさせないという人権に配慮した環境づくりに心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。
- ⑦ 保護者・地域との連携
 - 保護者を対象として「全体会」「学年部会」等にいじめ対策基本方針について周知するとともに、いじめ問題について学ぶ機会を設定し、保護者への啓発を図る。
 - 学校のたより等を通じて、地域に対し本校のいじめ対策基本方針を周知する。
 - 学校運営協議会を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。
- ⑧ ネットいじめへの対応
 - 携帯電話、スマートフォン等は校内での使用を禁止する。
 - 携帯電話、スマートフォン等の所持率調査を実施し、実態を把握する。
 - 教科や学級活動を活用し、児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。子ども向けの安全教室を実施する。
 - 以下の点について重点的に指導する。
 - ・ Twitter や Instagram 等に個人情報やむやみに掲載したり、YouTube や TikTok 等に動画をアップロードしたりしないよう、指導を徹底する。
 - ・ インターネットによる SNS を介した他人への誹謗・中傷を絶対にさせない指導を徹底する。
 - ・ 「出会い系サイト」などの有害サイトにアクセスさせない指導を徹底する。
 - 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう保護者に対する啓発に努めるとともに、PTA と連携して情報機器に関する研修会を2年に1回実施する。

(2) 早期発見に関する対応

- ① アンケートの実施
 - 定期的に「児童のいじめに関する意識調査」を実施し、その結果を指導計画の改善に生かしていく。
 - 毎月「いじめの実態を把握するための調査」を実施し、早期発見に役立てていく。
- ② 教育相談の充実
 - 教育相談週間を6月・9月・2月に設定する。
 - 5月・10月に hyper-QU アンケートを行い、学級の状態の把握に努める。結果については、学年会でアセスメントを行い、学級経営に生かす。
 - 児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
 - 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる体制にする。
- ③ 情報交換による共有
 - 毎週月・木曜日朝の打ち合わせの時間に「児童理解」を設定し、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
 - スクールカウンセラーや養護教諭と情報を共有できる体制を整える。

(3) 早期解決に向けた対応

① 保護者への報告

- いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有する。
- 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

② いじめられている児童及び保護者への支援

- いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、児童の安全を確保する。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- いじめを解決する方法について、教職員はいじめられた児童及び保護者と話し合って決めること。その際、いじめられた児童の意思を無視して強引に解決を進めないように配慮する。

③ いじめた児童への指導及び保護者への助言

- いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けて指導にあたる。
- 保護者の心情に配慮しながら、問題の解決のための協力を要請する。

④ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせる。
- 見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させる。

⑤ ネットいじめへの対応

- ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。

⑥ 警察との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

⑦ 懲戒

- 在籍する児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、当該児童に対して、事実行為としての懲戒により反省を促したり、学校教育法第11条の規定に基づき、法的効果を伴う懲戒を加えたりする。

⑧ 出席停止

- 在籍する児童がいじめを行っている場合であって、他の児童の安全や教育を受ける権利が保障されないと判断される場合、出席停止の運用について積極的に検討する。

⑨ 重大事態への対応

i 重大事態とは

「重大事態」とは、次の(ア)、(イ)の状況とする。

- (ア) いじめにより（当該学校に在籍する）児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認めるとき。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・高額の商品を要求または奪い取られた場合

- (イ) いじめにより（当該学校に在籍する）児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

ii 重大事態発生時の対応

- ア いじめ対策委員会により、速やかに関係児童から聞き取りを行い、事実確認をする。
- イ 学校の設置者に報告するとともに、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ウ 重大事態調査のために学校の設置者が設置する組織に協力する。